

令和2年6月入札開始分から 制度が変わりました

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時に下記の各書面の提出が
入札書毎に必要なになります。

暴力団員等に該当しない旨の**陳述書**（個人・法人を問わず）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

住民票

（個人の場合）

資格証明書

（法人の場合）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し（宅地建物取引業者の場合）

※有効期限内のものを提出してください。

※この写しを提出する場合でも、**陳述書**、**住民票**・**資格証明書**の提出は必要です。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 5月 2日

奈良地方裁判所執行係

裁判所書記官 豊 川 知 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 5月 23日から 令和 7年 5月 30日まで
開札期日	日 時 令和 7年 6月 6日 午前10時00分 場 所 奈良地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7年 6月 27日 午前10時00分 場 所 奈良地方裁判所執行係
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の当座預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地ですので、①権限を有する行政庁の交付した「買受適格証明書」を有する者及び②買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受けの申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 5月 2日から当庁物件明細書閲覧室(1階執行係窓口前)に備え置きます。	



物 件 目 録

1 所 在 大和郡山市小泉町

地 番 620番3

地 目 田

地 積 82平方メートル

(現況)

地 目 宅地



物 件 明 細 書

令和 7年 3月19日

奈良地方裁判所執行係

裁判所書記官 豊 川 知 子

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

本件土地の現況は農地ではない旨の農業委員会の回答がある。

《 注 意 書 》

1 この書面は、現況調査報告書、評価書その他事件記録上表れている事実及びそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がされる可能性もあります。）。

2 記録上に表れた事実等がすべてこの書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点が簡潔に記載されているだけです。したがって、必ず、現況調査報告書、評価書及び「物件明細書の詳細説明」もよく御覧ください。

- 3 買受人が代金納付後に占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については、評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 上記の各種「詳細説明」は、当裁判所の物件明細書閲覧室（1階執行係窓口前）に別にファイルに綴って備え置いているほか、「不動産競売物件情報サイト（BIT）」（<http://bit.sikkou.jp/>）の「お知らせ」メニューにも登載され、PDFファイルとしてダウンロードすることができます。



物 件 目 録

1 所 在 大和郡山市小泉町
地 番 620番3
地 目 田
地 積 82平方メートル
(現況)
地 目 宅地



令和 6年(ケ)第 73号
令和 7年 1月 6日受理
令和 7年 3月 5日提出

現況調査報告書

奈良地方裁判所

執行官 岡田明男 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1	所	在	大和郡山市小泉町
	地	番	620番3
	地	目	田
	地	積	82平方メートル



(土地用)

不 動 産 の 表 示	「物件目録」のとおり
住 居 表 示	大和郡山市小泉町620番3
土 地	物件1
現 況 地 目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ 農地（物件 ） ☐ 雑種地（物件 ） ☐ 山林（物件 ） ☐ ☐
形 状	☐ 地図に準ずる図面のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☒ 土地概略図のとおり
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 ☐ 上記の者が本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している ☐ 上記の者が駐車場として使用し、占有している ☐ 上記の者が更地の状態で占有している。 ☒ 上記の者が本土地上に、ビニールハウスを設置し、ナンバープレートの取り外された軽自動車を放置する状態で占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐
そ の 他 の 事 項	「その他の事項」のとおり
執 行 官 保 管 の 仮 処 分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日]
建 物 (目 的 外 建 物)	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

■ 目的物件の現況

1 目的土地の形状等

- (1) 農業委員会から、目的土地は非農地で、平成3年9月2日に転用許可がされ、土地改良区脱退手続きも完了している旨の回答を得た。

ただし、事前に非農地への地目変更手続きが必要と記載されていたので、管轄法務局に照会したところ、5枚目記載のと通りの回答を得た。

- (2) 地図に準ずる図面上、目的土地、620番6の件外土地（所有者は内務省）、620番10の件外土地（所有者は建設省）が一体となって表示されている。

- (3) 登記記録上、令和6年11月11日、地積が錯誤更正されているが、更正されたのが令和6年なので、課税記録上、更正前の92㎡で課税されている。

ただし、分筆先と分筆元の地積を取り違えていることに気付いて更正されただけなので、地積測量図自体は昭和47年2月15日作製で、残地処理がされたものである。

- (4) 関係資料を参考に、目的土地を概測した結果が土地概略図である。

目的土地は、土地概略図記載のとおり、線路敷の一部（写真①参照）、里道敷の一部（写真②参照）に越境しているものと思われる。

目的土地と思われるところを図上求積した結果、登記記録上の地積とほぼ一致したが、筆界の特定及び地積の確定は、専門家による測量等を要する。

- (5) ビニールハウス内ではサボテンを栽培していたと思われるが（写真⑤参照）、敷地内は雑草雑木が生い茂り、雑草に隠れるようなかたちでナンバープレートの取り外された軽自動車が放置されていた（写真⑥参照）。

- (6) 目的土地上の雑草雑木が隣接地に越境していた（写真①参照）。

- (7) 登記されていないが、目的土地の上空に高压線が存在した。関西電力送配電株式会社から、5枚目記載のと通りの内容で契約している旨の回答を得た。

- (8) 前面道路の現況幅員は、約4.3mである。

国土交通省近畿地方整備局奈良国道事務所で国道25号線の側道である（写真③参照）旨聴取したが、奈良県郡山土木事務所で聴取したところ、未判定道路ということだった。よって、評価人の方で道路判定依頼書を提出したところ、建築基準法の道路である旨回答を得たとのことである。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3 枚目)

その他の事項

2 その他

目的土地は住宅地内なので、近隣住民から、一刻も早く手入れをしてほしい旨の苦情が出ている。

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■相続財産清算人	1 目的土地に、ビニールハウスが設置されています。 2 ビニールハウスを通らないと土地内に立ち入れないと思いますが、鍵を誰が持っているか分かりません。 適宜調査してください。
■大和郡山市農業委員会担当者	1 目的土地の登記記録上の地目は田ですが、非農地として扱ってくださって結構です。 2 平成3年9月2日、農地法4条許可が亡A宛に出ており、土地改良区脱退手続きも終わっています。 3 現況に合わせて、事前に非農地への地目変更が必要と書かせていただいたのは、買受人の方で事前に地目変更手続きをしたうえでないと法務局が権利移転登記を受け付けてくれないと思ったからです。
■奈良地方法務局担当者	1 裁判所の方で権利移転登記しかできないというのであれば、事前に地目変更登記は必要ありません。
■関西電力送配電株式会社担当者	1 昭和45年11月20日、亡Aさんと契約書を交わしました。契約書のタイトルはありませんが、内容は地役権設定契約です。 そのとき、対価を一括してお支払したので、買受人には対価をお支払できません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年01月07日 10:45-11:00	奈良地方法務局	目的土地上に目的外建物の登記がないか確認、 地積測量図閲覧、登記事項要約書請求
7年01月07日 11:45-12:00	大和郡山市役所	目的土地上に目的外建物の課税がないか確認、 道路調査、地番図、明示図請求
7年01月07日 13:00-13:05	奈良県郡山土木事務所	道路調査
7年01月21日 15:20-15:30	奈良地方法務局	差押登記確認
7年01月27日 10:40-10:50	物件所在地	物件確認、写真撮影
7年01月27日 13:00-13:05	執行官室	相続財産清算人から電話聴取
7年01月29日 15:00-15:10	国土交通省近畿地方整備局 奈良国道事務所	道路調査、道路台帳請求
7年02月03日 15:45-15:50	執行官室	農業委員会から回答書が届いたので、電話聴取
7年02月04日 8:30-8:35	執行官室	奈良地方法務局担当者から電話聴取
7年02月04日 9:45-10:30	物件所在地	土地概測、写真撮影、評価人帯同
(特記事項) ☒ 令和 7年 2月 4日 目的物件は不在で、ビニールハウスの南京錠4箇所を解錠しないと土地内に立ち入れないので、技術者に解錠させて土地内に立ち入った。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

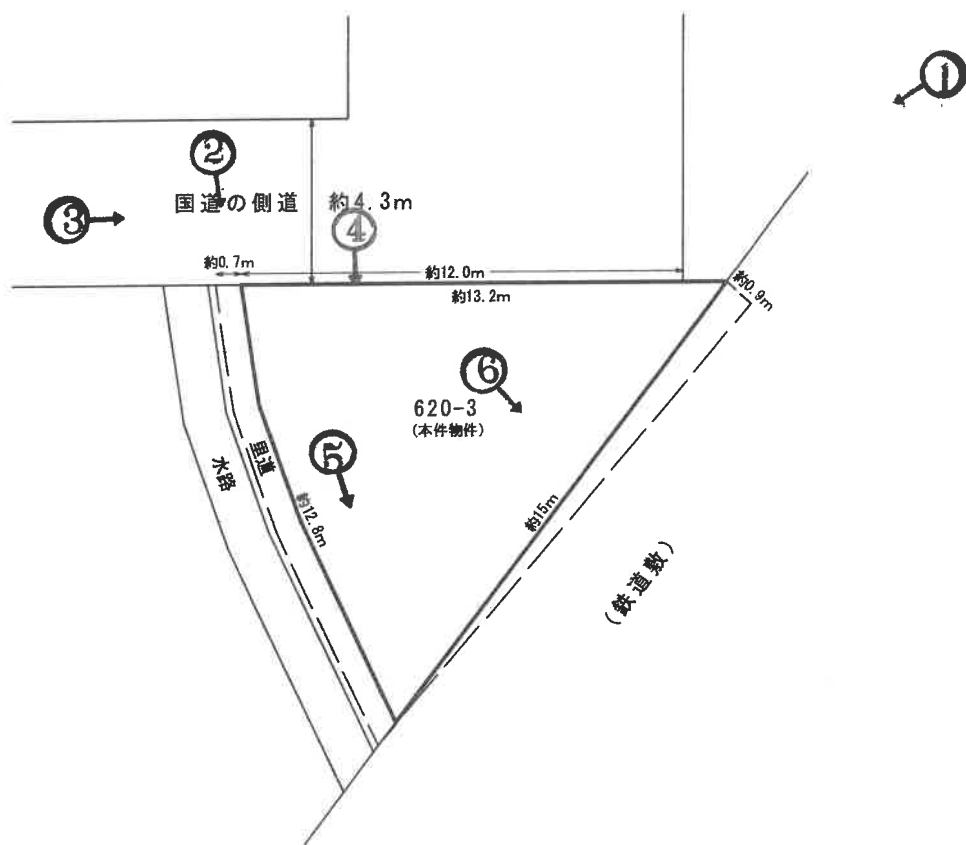
(6 枚目)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年02月04日 ： ー ：	執行官室	関西電力送配電株式会社宛照会書郵送
7年03月03日 16：30ー16：35	執行官室	関西電力送配電株式会社担当者から電話聴取
年 月 日 ： ー ：		
年 月 日 ： ー ：		
年 月 日 ： ー ：		
年 月 日 ： ー ：		
年 月 日 ： ー ：		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地概略図

所在 大和郡山市小泉町620-3



(←○ 写真撮影場所・方向)

※本図面は明示や立会に基づくものではなく、概測によるため専門家による実測とは異なる可能性があります。

線路敷の一部に越境

歩道橋から見た目的土地



①

里道敷の一部に越境



②

前面道路(国道の側道)



③

ビニールハウスの入口



④

(10 枚目)

サボテンを栽培していたと思われる



⑤

ナンバープレートの取り外された軽自動車が
雑草に埋もれるような状態で存在した



⑥

令和6年(ケ)第73号
令和7年2月19日現地調査
令和7年3月1日評価
評価書NO.競07131114

奈良地方裁判所

御中

評 価 書

(土地用)

評価人 不動産鑑定士

倉田 智史

第1 評価額

評 価 額	
物件1(土地)	金1,110,000円

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	「物件目録記載のとおり」	「下記以外は物件目録記載の通り」 現況は宅地
特 記 事 項			

第4 目的物件の位置・環境等

1. 対象土地の概況及び利用状況等(物件1)

位置・交通	JR関西本線「大和小泉」駅の南西方約700m(道路距離) ※別添、受命物件の位置図(株式会社昭文社「県別マップル」)を参照				
付近の状況	地域の特性	国道側道沿いに小規模な戸建住宅が建ち並ぶ住宅地域			
	環境条件	(日照)	普通	(通風)	普通
		(生活利便性)	普通		
	その他	特になし			
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別 的な規制を考慮しな い一般的な規制)	将来動向	概ね現状維持と判断する。			
	都市計画区分	市街化区域			
	用途地域	準工業地域			
	建ぺい率	60%			
	容積率	200%			
	防火規制	法第22条指定区域			
画地条件 (規模・形状等)	その他規制	高度地区(最高20m)			
	規模	82㎡ (概ね標準的規模)			
	形状	ほぼ三角形、間口:約13.2m(うち接道間口約12m)、 奥行:最大約12m			
	街路との接道方位	北側(中間画地) ※対象物件の南西側に公図上里道が存するが現状で道路実態は 認められない。			
	街路との高低差	北側前面道路より概ね等高			
	隣地境界	地積測量図(残地求積図)が作成されている。境界標等は確認でき なかった。			
	地勢の状況	概ね平坦			
その他	対象物件上の樹木の枝等が南東側(概測約6.8㎡程度)で隣接する 線路敷きに、西側(概測約9.0㎡程度)で隣接する里道に、それぞれ 越境している。				
接面道路	北側道路:有効幅員約4.3m、国道25号(側道)、建築基準法第42条1項1号道路				
土地の利用状況及 び隣地の状況等	土地の利用状況	所有者(相続開始しており相続人不存在)がビニールハウスを設置 し、車両を放置する状態で占有している。			
	隣地の状況	西側:水路・里道を介して戸建住宅の敷地、南東～南側:線路敷 地、北側:国道を介して戸建住宅の敷地			
供給処理施設	上水道	有:前面道路に本管あり(接続可)			
	ガス配管	有:付近(西側約10m)の国道側道下に本管あり			
	下水道	有:付近(西側約10m)の国道側道下に本管あり			
土壌汚染等	過去の住宅地図並びに閉鎖登記簿謄本によると、当初は田であったものが、時期は不明 であるが畑として利用されている。(登記地目は現在も田)その後、平成3年9月2日に農地 法第4条の許可(転用用途は専用住宅)を受けているものの、その後に建物が建築された 形跡は見られず、ビニールハウス等の簡易な工作物が設置されるに留まったと思われる事 から、過去に土壌汚染懸念施設が存在したとは考え難い。また、土壌汚染対策法にいう要 措置区域の指定若しくは形質変更時要届出区域の指定はなく、又は過去においてこれら の指定若しくは土壌汚染対策法の一部を改正する法律(平成21年法律第23号)による改 正前の土壌汚染対策法の規定による指定区域の解除がなされた履歴はなく、水質汚濁防 止法の特定期間届出施設もなし。現地実査においても土壌汚染を懸念すべき施設及 び物品の存在は確認できず、周辺地域(半径50m以内)にも水質汚濁防止法の特定期間 届出施設もなし。以上の調査結果のみでは土壌汚染の有 無及び程度についての詳細は不明であり、専門機関による詳細調査を行わないと確定で きない旨ご留意頂きたい。				

特記事項	対象物件の上空に電力会社(関西電力送配電株)の高圧線が架設されている。同社によると対象物件に対して地役権が設定されているとの事であり、詳細な契約内容については不明であるが、現地での外観観察では対象物件のほぼ全体が地役権設定の対象範囲と推定される。詳細については同社への確認を要する。
------	--

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

①物件1(土地)

物件 番号	標準画地価格 ア (円/㎡)	個 別 格 差 イ	地 積 ウ (㎡)	建 付 減 価 補 正 率 エ	更地価格 (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ÷オ (円)
1	51,100	0.55	82	-	2,305,000
計			82		2,305,000

ア 標準画地価格の査定(公示価格等からの規準)

地価調査地点 大和郡山(県)-5

地価公示地点 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格(円/㎡)
 $85,600 \times 100.2/100 \times 100/104 \times 100/161.3 \div 51,100$

◇ 時点修正: 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率

◇ 標準化補正: 方位+4 104

◇ 地域格差: 街路条件 交通接近条件 環境条件 宅地造成環境条件 行政条件 格差率
 $100/102 \times 100/102 \times 100/155 \times 100/100 \times 100/100 \div 100/161.3$

イ 個別格差: 画地条件 0.68 形状▲20、高圧線下地(登記なし)▲15

環境条件 0.81 地勢等▲15、下水ガス引き込み▲4

行政的條件 1.00

相乗積 0.55

ウ 地 積: 登記÷現況

エ 建付減価補正率: 地上物件が存しないことから、建付減価は不要と判断した。

2. 評価額の判定

前記により求めた価格に、必要に応じて占有減価、市場性修正を行い、かつ競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 内訳価格及び一括価格

物件番号	基礎となる価格 ア (円)	敷地利用権等の 価格の控除及び 加算 イ (円)	占有減価 補正率 ウ	市場性 修正率 エ	競売市場 修正率 オ	評価額 (万円未満四捨五入) (最低額1万円) (ア±イ)×ウ×エ×オ÷カ (円)
1	2,305,000		1.00	0.80	0.60	1,110,000
一括価格(合計)						1,110,000

ウ 占有減価補正率: 本件の場合、占有減価は不要と判断した。

エ 市場性修正率: 隣接地に対して対象物件内の雑木・雑草等が越境状態である事、対象物件内にビニールハウス・放置車両等の残置物が多く存しており使用するに際して撤去等が必要である事等を考慮して市場性修正率を0.80とした。

オ 競売市場修正率: 不動産競売手続きには一定の手続き上の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者が事前に物件に立ち入ることができない場合があること、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）が不可避免的に伴うこと、本評価が競売入札を前提とする売却基準価額の算定を目的としていること等を考慮し、競売市場修正率を0.60とした。

第6 参考価格資料

1. 地 価 調 査 地 点 : 大和郡山(県)-5
所 在 : 大和郡山市小泉町645番136
価 格 : 85,600 円/㎡
位 置 : JR関西本線「大和小泉」駅の南西方約530m(道路距離)に位置する
価 格 時 点 : 令和6年7月1日
地 積 : 104㎡
供 給 処 理 施 設 : 水道、下水、ガス
接 面 街 路 : 南6.0m市道
用 途 指 定 等 : 第一種住居地域(60、200)、高度地区(最高15m)
地 域 の 概 要 : 小規模一般住宅が多い中規模開発団地内の住宅地域

2. 固定資産税評価額 (令和6年度)
物件1 : 582,912 円 (課税対象面積92.00㎡)

第7 附属資料

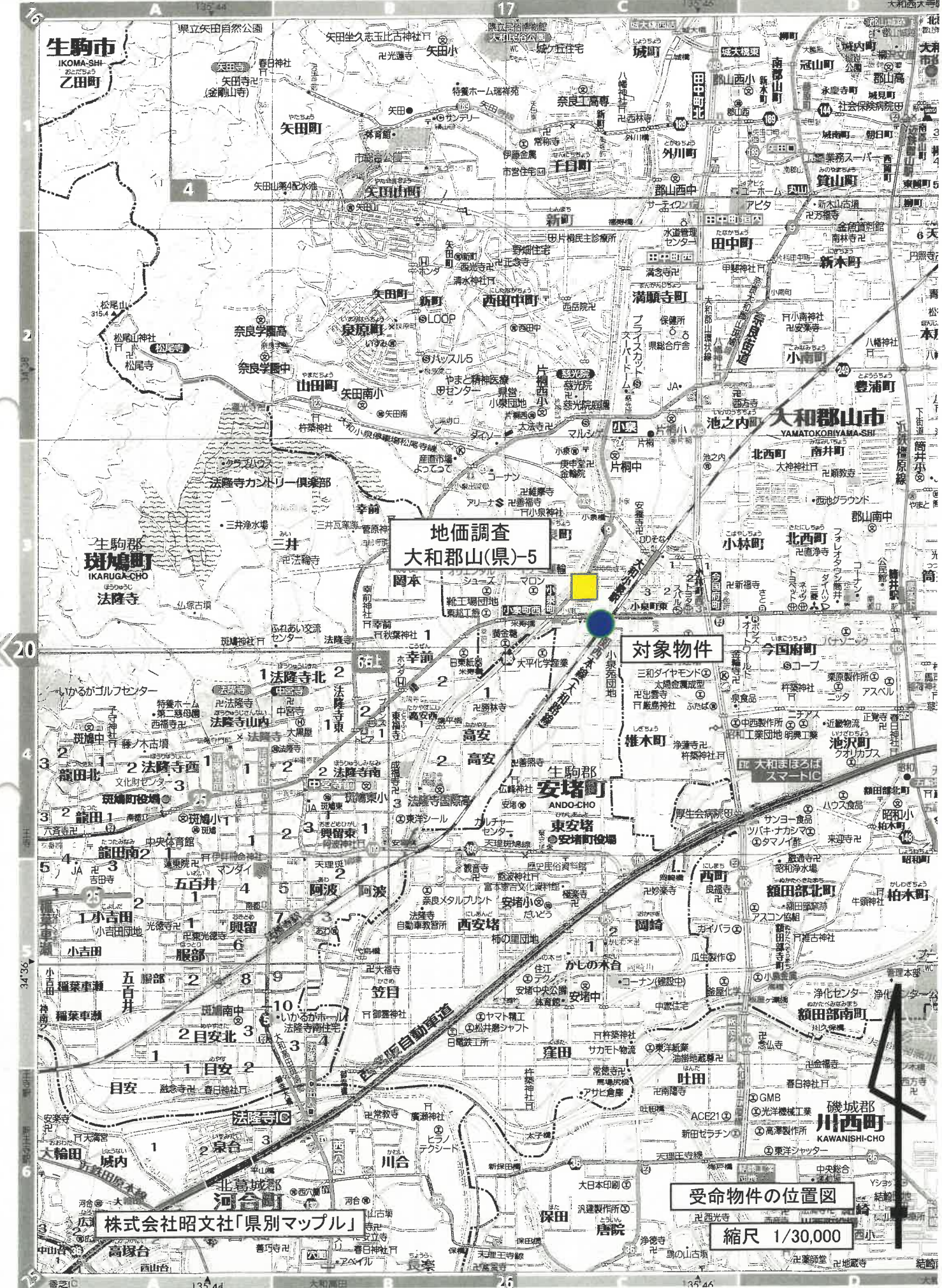
1. 受命物件の位置図(株式会社昭文社「県別マップル」)
2. 付近見取図(大和郡山市「白地図」)
3. 公図写し(A3→A4に縮小)
4. 地積測量図写し(A3→A4に縮小)
5. 大和郡山市固定資産税地番図写し
6. 土地概略図(評価人作成)

以 上

物 件 目 録

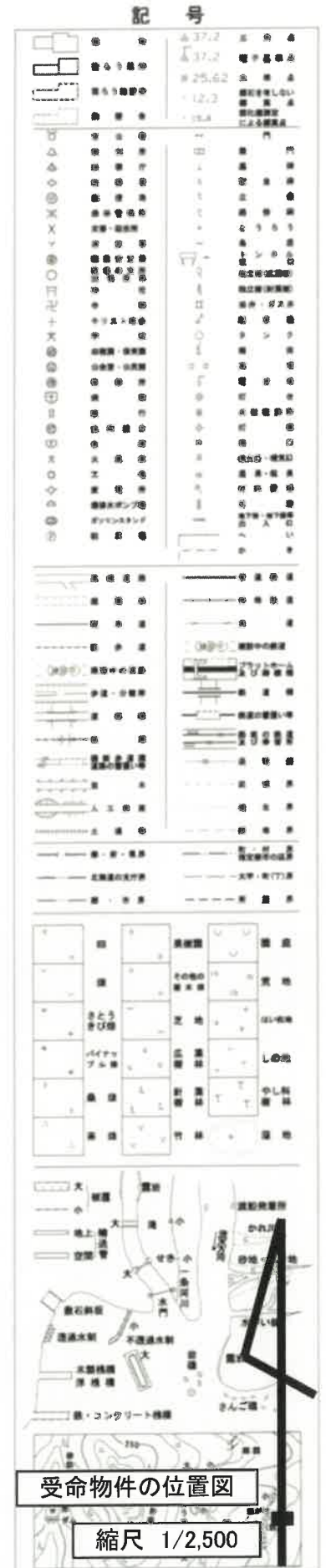
1	所	在	大和郡山市小泉町
	地	番	620番3
	地	目	田
	地	積	82平方メートル





白図

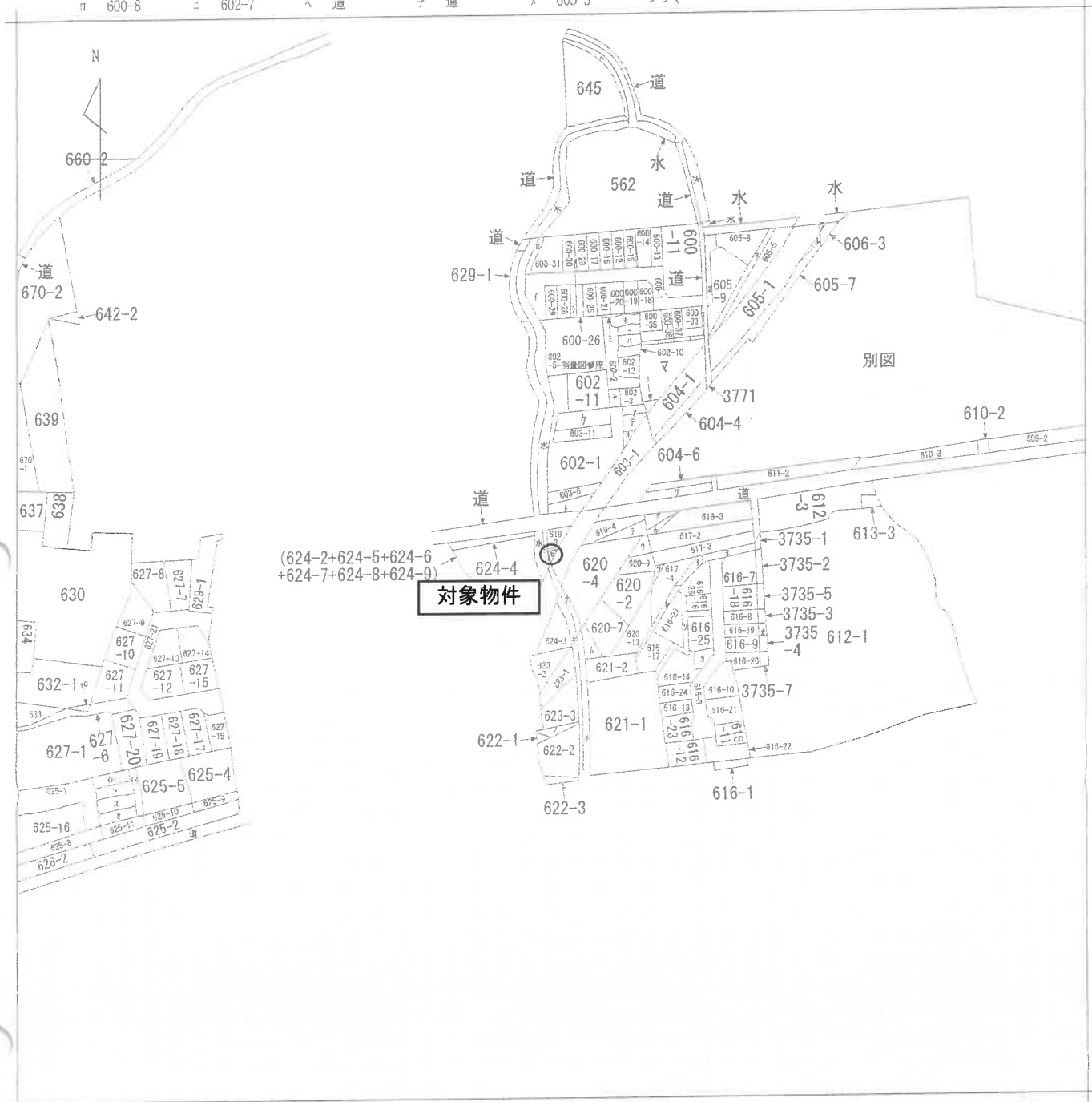
出力日: 2025年02月27日



この白地図は、平成23(2011)年3月にデジタル図化した地図であり、その測量成果は、国土地理院の承認(平22近公第58号)及び助言を得て、同院所管の測量成果を使用して作成したものです。

Copyright c 2021 Yamatokoriyama City All Right Reserved.

イ 600-32 ハ 602-6 ヘ 602-8 ト 603-5 リ 604-5 ヌ 605-4
 ロ 600-8 ニ 602-7 ホ 道 チ 道 ス 605-3 ッ つつく



〔注〕地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求 部分	所 在	大和郡山市小泉町				地 番	620番3				
出 力 縮 尺	縮尺不明	精 度 区 分		座標系 番号又 は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図	
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原図)			補 記 事 項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年1月15日
 奈良地方務局

請求番号：8-1
 (1/2)

登記官

公図
 A3→A4に縮小

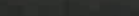
使用

7 605-6
 7 606-1
 6 616-15
 3 616-2
 7 616-4
 6 616-5
 7 616-6
 7 617-5
 6 618-1
 6 618-2
 7 619-2
 6 620-11
 6 620-5
 7 622-4
 7 3735-6
 7 3772
 7 602-4
 7 604-3-測量
 7 図参照
 7 603-10-測
 7 量図参照
 7 600-34
 7 600-38
 7 604-10
 7 603-22
 7 (603-21+60
 3-23+603-2
 4+603-25)
 7 (603-8+603
 -26)
 7 水
 7 600-22
 7 600-24
 7 602-9
 7 600-27
 7 600-3
 7 (620-3+620
 -5+620-10)
 7 625-12
 7 625-13
 7 625-14
 7 625-6
 7 632-2
 7 625-15

公 図
 A3→A4に縮小

令和7年1月15日

奈良地方法務局



登記年月日：昭和47年2月15日

557031

地番	番
620-3	
620-10	

620-3
620-10

土地の所在
大和郡山小泉町字野田

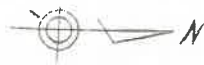
昭和四十七年	式	月	五	日	作
作	製	年	月	日	者

作 製 年 月 日

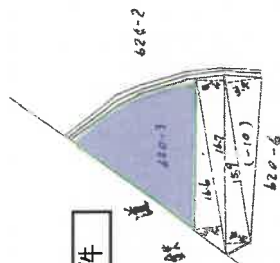
昭和四十七年 貳 月 五 日

作者製

民國七年貳月拾五日



对象物件



求	三	斜	倍面積	表
地番	16.7	2.4	40.08	
番号	16.9	3.4	54.06	
	16.7	2.9	48.40	
	16.6	2.5	41.50	
計				184.07
				92 m ² 03 ⁵

算地殘

$$620 - 3175 - 92,035 = 82,965$$

620-3

$$175 - 92.035 = 82.965$$

縮尺 $1/500$

 $\frac{1}{500}$

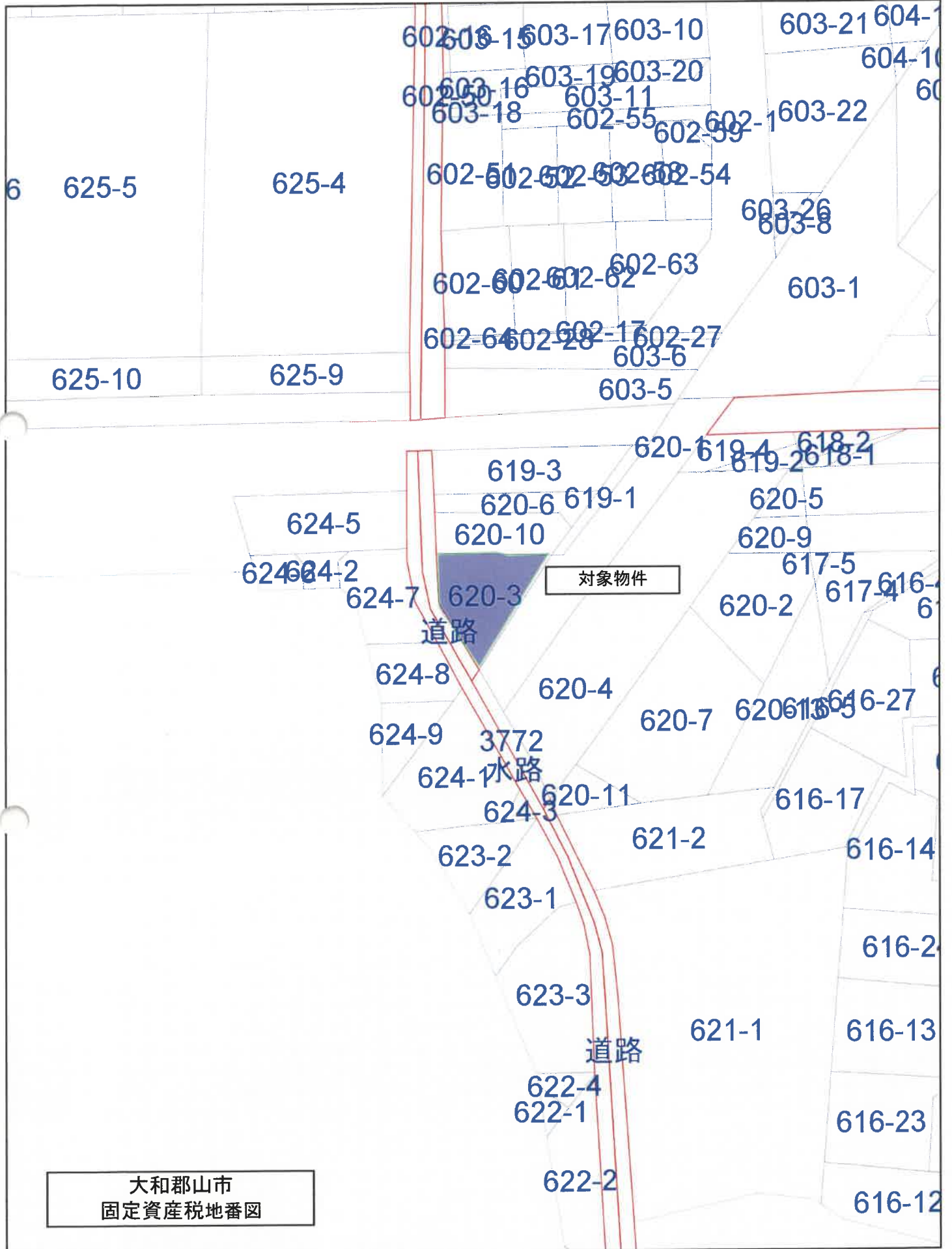
1/

地積測量圖

A3⇒A4に縮小

地番図

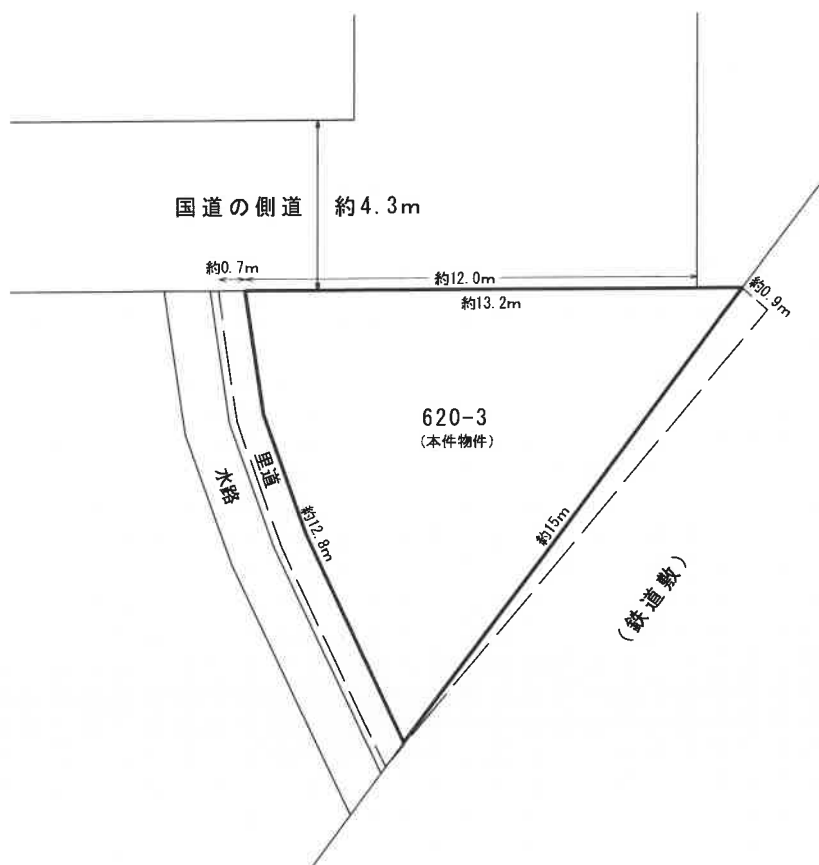
出力日: 2025年02月27日



1/500

土地概略図

所在 大和郡山市小泉町620-3



評価人作成

※本図面は明示や立会に基づくものではなく、概測によるため専門家による実測とは異なる可能性があります。